

平成26年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 平成26年6月10日（火）

午後3時34分～午後4時42分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第30号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果
(2) 平成26年度子ども・教育部組織目標管理シート（重要政策・施策）の公表
(3) 平成25年度子ども・教育部組織目標管理兼事務事業評価シート（達成状況）

【指導課】

- (1) 平成27年度使用教科用図書の採択について
(2) 平成25年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田（6月20日号）掲載事項
(3) 軽井沢少年自然の家について

【学務課】

- (1) 就学先不明の児童・生徒への対応

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健

子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから平成26年教育委員会第10回定例会を開会します。</p> <p>本日、田中参事は公務のため欠席いたします。</p> <p>あと、佐藤指導課長は、急用により、遅参するという連絡が入っています。</p> <p>今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。</p>
中川委員	<p>はい。</p>

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第30号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

近藤委員長	<p>日程第1、議案に入ります。</p> <p>議案第30号、教育事務に関する議案に係る意見聴取について、子ども総務課長より説明を願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、議案第30号、教育事務に関する議案に係る意見聴取についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料、1枚おめくりください。議案名のところにございますように、こちらの資料につきましては、5月27日、第9回教育委員会定例会でご議決いただきました千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例についての意見聴取でございます。</p> <p>こちら、区立神田一橋中学校の改修工事が今年の8月で終わりますので、それに伴いまして、神田一橋中学校の使用料に係る条例を変更するものでご</p>

ざいます。

もう1枚おめくりいただきまして、条例の本文がついております。第9回のときにご議決いただきました内容と、一部変更点がございます。

一番最後の資料の裏面をご覧ください。附則の施行期日のところが、最初の案では、9月1日から施行すると決めておりましたが、今回の案では、教育委員会規則で定める日から施行するに変更になっております。ただし、教育委員会規則で定める日につきましては、今のところ前回案と同様に、本年の9月1日を予定しているものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等いかがでしょうか。

前に協議をして、それなりの方向性が出ていると思います。ただ、1点だけ、説明がございましたけれども、附則のところで、具体的な日にちではない形で表現されておりますが、その点だけの変更でございます。

特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、採決に入ります。

議案第30号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき決定することとします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

- (1) 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果
- (2) 平成26年度子ども・教育部組織目標管理シート（重要政策・施策）の公表
- (3) 平成25年度子ども・教育部組織目標管理兼事務事業評価シート（達成状況）

指導課

- (1) 平成27年度使用教科用図書の採択について
- (2) 平成25年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握

近藤委員長

日程第2、報告に入ります。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、報告事項の1番、子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果ということでご報告させていただきます。

現在、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度から実施されることが予定されております。それに伴いまして、平成27年度から5年間の子ども・子育ての支援事業計画を策定することとなっております。こちらを区の附属

機関として設置いたしました区の子ども・子育て会議に諮りながら、現在内容を検討しているところでございます。その子ども・子育て会議が6月4日に実施されまして、その内容について、本日、簡単にご報告させていただくものです。

資料といたしましては、「子ども・子育て支援事業需要見込み」という数字の表の入ったA3の表裏のもの、こちら1枚と、それから、子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て支援会議資料というもの、こちらを事前に送付させていただいておりますが、そのほかにも、本日机上に、昨年度実施いたしました子育てに関するニーズ調査の報告書、ちょっと厚いものですが、こちらを本日机上に置かせていただいております。

この会議でも既に何度かご説明いたしました但、子ども・子育ての支援事業計画を策定するに当たりましては、地域の保育・教育についてのニーズを調査した上で策定するというようになっておりまして、その調査を実施したものをこちらの冊子にまとめさせていただいたものでございます。

内容的にはかなりいろいろなことが載っておりますので、本日机上に置かせていただいたこともございまして、ここで詳細な内容についてご説明することは省略させていただいて、次回以降、また機会を見ながら、内容についてはお話しさせていただきたいと考えております。

若干ご説明させていただきますと、今回のこちらの調査につきましては、小学生以下のお子さんのいる全ての家庭について調査を行いました。結果的には、今日お配りいたしました冊子の1ページ目に出ておりますが、大体回答数が4割前後、その程度の回答を得ております。

この調査結果に基づきまして、子ども・子育ての支援事業の需要見込みというものを算出することになっておりますので、それについて、子ども・子育て会議にお諮りしました資料、これをつけさせていただいております。それが、このA3の2つに折っております数字の並んだ表の資料でございます。

これは、今ご説明いたしました子ども・子育ての支援事業計画にかかるニーズ調査の調査結果をもとに、平成27年度から向こう5年間の教育・保育、こちらの事業についての需要の見込みを算出したものでございます。こちらのニーズ調査の結果、それから、現在区で基本計画の改定というものを進めておりますが、その基礎となりました人口推計、これをあわせまして、その需要見込み、例えば、保育園ですとか幼稚園、あるいは学童クラブ、そういったものについてどの程度の需要数があるのかという見込みを出して一覧にしたものでございます。

これについて、子ども・子育て会議ではいろいろなご意見をいただきました。1つの意見といたしましては、現在の人口推計、これについては、例えば、新たな開発ですとか新生児の出生、それから高齢者の死亡、それから人口の流入、そういったものを、これまでの動向を踏まえて人口推計を出しているわけですが、子ども・子育ての関係について言えば、千代田区の子ど

も・子育て施策がいいというような評判が立つと、その分だけ小さなお子さんを抱えた方々が入ってくると。そういった人口流入とかもあるので、そういったものを踏まえた上で、考え直したほうがいいところもあるのではないかと。あるいは、私立の幼稚園に通うお子さんについてはどう考えているのかとか、あるいは、区外から区内の私立幼稚園に通ってくるお子さんについてはどう考えているのかとか、そういった点について指摘がございました。

そのほかにも幾つかご指摘ございましたが、そういったものを踏まえまして、これについてはまた改めて精査していきながら、この需要数を満たせるような保育・教育の供給を、我々、確保方策と呼んでいます。そういったものについて今後検討しながら計画を立てていきたいと考えております。

簡単でございますが、説明については以上とさせていただきたいと思えます。

近藤委員長

いかがでしょうか。何かご質問ございますか。

これは、最終的には平成27年度に向けてという、今年度中に作成という、具体的には、いつ頃という目途はございますか。

子ども総務課長

こちらの計画につきましては、全国的に策定することを求められています法定計画になります。そのため、一定のものについては、数値をできるだけ早目に出す必要がございます。こちらの需要見込み、あるいは供給見込みについては、できるだけこの秋ごろまでには数字をかためた上で、計画の骨子を作っていく、最終的には本年度末に、教育委員会で計画を議決する形で決定させていただきたいと考えております。

近藤委員長

繰り返しませんけれども、ご説明の中で、事業計画を作成していく上でニーズ調査が必要である。今日いただいた資料、大変たくさんのものでありますけれども、もう少し余裕があるから、機を見て、折々に説明いただけるということですね。

子ども総務課長

こちらの計画の策定の進行に従いまして、今後、随時報告させていただきますので、その過程で、ニーズ調査の結果についても、こういった調査結果に基づいてこういった計画を立てていくというご説明を加えさせていただきたいと考えております。

近藤委員長

わかりました。

いかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員

内容についてはこれからゆっくり拝見したいと思うんですが、子育て支援の会議で千代田区の評判がよくなると、それによって流入が多くなるんじゃないとか、私立の子どもたちはどうするというような意見が出たということのを伺いましたけど、これは、議事録のようなものとは違っていらっしゃるのでしょうか。

子ども総務課長

議事録は作成いたしまして、区のホームページでも公開しております。今回の会議については、次回のこの会議、8月頃を予定しておりますが、その

ころにあわせて、2回目についても公開する予定であります。

中川委員
近藤委員長

そうですか。わかりました。

いいですか。

特にないようですが、先へ進んでよろしいですか。

(了承)

近藤委員長

では、先へ進みます。

2番をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、2番目、報告事項の第2、平成26年度子ども・教育部組織目標管理シートの公表について、それから、(3)の平成25年度の組織目標の事務事業評価シートの達成状況、こちら、2つあわせてご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

近藤委員長
子ども総務課長

はい。

では、お手元の資料、A4判のもの1枚、表だけの印刷のものになりますが、「平成26年度組織目標管理(重点政策・施策)シート【当初】」というものでございます。

こちらの内容につきましては、5月13日の第8回の教育委員会定例会におきまして、詳細にご説明させていただきました。その際に説明させていただいたものと、内容的にはほぼ同じでございます。

子ども・教育部といたしましては、平成26年度は、ここに掲げております4つの施策、「ICT教育の推進」「いじめ防止対策」「教育・保育施設の整備」「子育て環境の整備」こちらを重点政策・施策と位置づけまして、これを中心に本年度の事業を進めていきたいと考えております。

それから、課題認識、あるいは方向性については、前回ご説明させていただいたところと大きく変わっておりませんので、本日も説明は省略させていただきます。

この内容につきましては、既にホームページに公開されております。今後、この目標に従って、部の施策を進めてまいります。達成状況については、逐次こちらの会議でもまたお話しさせていただくことになると思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、昨年度の分、次の資料にございますが、ホチキスどめのもの、「平成25年度の組織目標管理兼事務事業評価シート(達成状況)」というものでございます。昨年度、同じように部の組織目標を立てまして、それについてどのように達成されたかということが記載されたものでございます。

こちらにつきましても、第8回の教育委員会定例会でご提示させていただいたものと同じでございます。昨年度は、本年度と違いまして、細かい分野別の事業につきまして、こちらの組織目標に掲げまして、それについて達成度を見ていくという形をとっておりましたので、このような細かいものとなっております。本年度は、先ほどご説明いたしました資料のとおり、もう少し大まかなものということで、大きな方向性を示しながらやっていくという、そういった内容になっている違いがございます。

こちらの平成25年度のものにつきましても、既にホームページ上に掲載されておりますので、一般的に公表されている資料でございます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。両方を通してご質問等ございますか。

どうぞ。

中川委員

アフタースクール麹町の件ですけど、平成25年度組織目標管理兼事務事業評価シートの1ページ目の一番最後の四角い枠の中に、「アフタースクール麹町で平成26年度限定でランチルームを使用して、定員を30名から60名に拡充します」ということになっているんですが、これは平成26年度限定ということですか。

児童・家庭支援センター所長

こちら、平成26年度限定というところは、実は、今ちょうど策定しています子ども・子育ての新制度の中で、この臨時的に拡大した部分が、そのままできるかどうかというのが不透明だということと、あと、学校でもランチルームはかなり活用しているという部分があって、今年度、いかに待機児を出さないかというところに主眼を置いて、限定で広げています。この後、また新たな制度をつくっていく展開の中で、平成27年度以降については、違う形で進めていくことになる予定でございます。

以上です。

中川委員

はい。

近藤委員長

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

古川委員

組織目標管理シートの平成26年度の1番のICT教育の推進なんですけど、先日、子どもの学校の情報モラル教室を参観してきましたんですけども、そこで、この用紙の真ん中の黒ポチの2つ目、インターネットの弊害についての記述がありますが、この内容について話を伺ってきました。ICTの教育の中で、情報モラルという形で捉えられていて、それはそれでいいんですけども、とても怖いことだなと思ひまして、もはや防犯教育というんですか、学校で言えば、セーフティ教室で行われてもいいような内容なんだなと、ネットの怖さを勉強させていただきました。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

古川委員

すみません、まとめまして、情報のモラルを学ぶと同時に、防犯教育としての視点を一項目として独立させての教育が必要になってきているように思いました。

以上です。

指導課長

このインターネット利用の際の光と影の部分があり、健康被害だとかという影の部分もあります。一方、犯罪に巻き込まれるという可能性も大いにありまして、親子で学ぶ情報モラル教室の内容で扱う場合もあります。あるいは、各学校で行っているセーフティ教室の中で、犯罪への関与性、被害を受

けるとか、知らない間に加害行為をしてしまうというようなことについて、扱っていますので、そのときの課題、あるいは教室の狙いに即して実施しているものでございます。

それと、親子で学ぶ情報モラル教室のみならず、日ごろの授業の中でも、このインターネットの光と影の部分、あるいはICT機器の光と影の部分については、指導計画をしっかりと策定した中で、ICT支援員が教材を準備して、子どもたちに授業の中で教えるという活動も取り入れることになっております。平成26年度は、それこそ重点的にやっていくものでございます。

古川委員
近藤委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

教 育 長

この平成26年度の組織目標管理シートの重点施策については、全庁的にも定期的に進行管理をしていく仕組みとなっていますので、この教育委員会でも、適宜、とりわけここに取り上げた重要事項については、事務局から、時々進捗状況とか現状を的確に報告させて、その都度、ご意見を頂戴したいと思っております。

近藤委員長

よろしく願いをいたします。

ほかになれば、先へ進んでまいります。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長
指 導 課 長

それでは、指導課長より報告を願います。

まず、1点目の平成27年度使用教科用図書の採択についてご報告を申し上げます。

お手元の資料、A4横版で、ステープラーどめの資料をご覧ください。

まず、資料のつくりですけれども、1枚目に採択事務日程が載っております。こちら、後ほど詳しくご説明申し上げます。

その資料の裏面に、別途添付した資料1から資料7がついております。資料1は、採択事務取扱要綱となっております。資料2が、その採択事務取扱要綱に関する細目となっております。資料3が、千代田区における九段中等教育学校の後期課程の採択にかかわる基本方針、それと、資料4は、平成27年度使用教科書の採択についてのさまざまな通知、資料5もそうです。資料6に、小学校の教科用図書の発行者名一覧表があります。資料7が、小学校教科用図書の採択に係る各会議議事の内容となっております。

さまざまな通知につきましては、今回は詳しくはご説明申し上げませんが、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、1枚目にお戻りいただきたいと思っております。

今年度は、毎年行っている特別支援学級の一般図書、それと、九段中等教育学校の後期課程の教科用図書の採択に加え、小学校の教科用図書の採択の年度となっております。従来よりも、小学校の枠が増えておりますので、そちらを中心にご説明申し上げます。

まず初めに、教育委員会事務局の欄をご覧ください。

前回の5月27日火曜日の定例会で、教科用図書採択の教科書展示会が始まり、いよいよ小学校の採択が始まるというご報告をさせていただきました。それに先立ちまして、日程的に早目に依頼をする必要があるということ、小学校の欄に記載がありますように、5月9日金曜日の小学校の自主の校長会で、選定委員・調査委員の推薦、各校研究会の実施、見本本の回覧の仕方等々につきましてご説明申し上げたところでございます。それで、小学校長会に選定委員の推薦をお願いしまして、推薦委員を決めているところでございます。

今回は、採択事務の日程のみご説明申し上げますので、次回、選定委員の名簿等につきましてはご説明申し上げたいと思います。

また、教育委員会事務局の欄に目を移していただければと思います。

6月に入りまして、九段中等教育学校に選定依頼、あと、特別支援学級設置校長に調査及び申請依頼、これは例年どおり行っております。6月2日、各小学校に見本本を配付させていただいております。見本本、4校分を2期に分けて見てもらっております。6月2日から9日は番町・富士見・昌平・和泉、6月9日から17日火曜日までは麴町・九段・お茶の水・千代田小学校に回しております。

恐れ入りますが、小学校の欄をご覧ください。

まず、小学校の採択事務といたしましては、研究会を各校で実施してもらいます。この期間は、6月2日月曜日から6月17日火曜日の見本本閲覧の時期と同じでございます。調査研究をしていただき、6月20日金曜日までに各校より調査委員長へ研究報告をしていただくことになっております。

なお、見本本を閲覧できるのが、各学校1週間という少ない期間でございますが、教育研究所及び千代田図書館でも教科書の見本本を見ることができますので、時間がないときには、そちらにも行っていただくというご依頼を申し上げます。

前回、教育研究所でも見本本が見れるかどうかというお尋ねがありましたけれども、こちらもちんちんとご用意をさせていただいておりますので、教育研究所でもご覧いただくことが可能でございます。

教育委員会事務局のほうをご覧くださいますと、本日、6月10日、教育委員会定例会において、報告として、教科用図書の事務日程についてのご説明を申し上げ、それを受けて、選定委員会を6月13日、第1回目を行います。採択要綱にもありますように、選定委員会の下部組織として、調査委員会を設置することになっておりますので、まずは選定委員会を設置し、次に調査委員会で具体的な調査研究という形になります。その流れが、第1回目、6月27日金曜日、第2回目、7月7日月曜日、15時30分から各委員長の学校にて開催ということになってございます。

ただし、括弧書きにありますように、委員長の都合がつかない場合には、6月23日月曜日から7月7日月曜日の期間で調整をすることが可能となっております。実際には、それぞれの委員長の都合により、指定された6月27

日、7月7日以外にも実施することとなっております。

続きまして、同じく小学校の欄で、選定委員会の第2回目を7月15日火曜日に行う予定でございます。7月22日火曜日に教育委員会の定例会において答申をすることになっておりますので、この第2回の選定委員会で答申内容をかためる予定でございます。

そして、教育委員会事務局の欄に移りまして、7月22日火曜日の定例会において、選定委員会の答申を報告させていただき、協議をしていただく予定になっております。また、8月12日火曜日にも同様の協議を行っていただく予定でございます。

なお、8月26日火曜日の教育委員会定例会で議決をいただく予定になっております。こちらの議決案件には、小学校の教科用図書の採択に加えて、九段中等教育学校の後期課程、それと、特別支援学級の小学校・中学校の教科用図書の採択もございますので、あわせてご協議、採決いただければと思っております。

なお、8月29日火曜日が採択結果の提出締め切りでございますので、26日議決いただいた段階で、東京都に採択結果をご報告申し上げたいと思っております。

それで、資料の6をご覧ください。後ろから2枚目に当たります。資料6、「平成27年度使用 小学校教科用図書 発行者名一覧表」でございます。委員の皆様、一度教科書の採択をご経験いただいていると思いますので、詳細についてはご説明申し上げませんが、こちらの各教科、種目といいますが、国語から始まり保健までの間の種目に対して、発行者、教科書会社がこれだけあります。国語で言えば5社、東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版の5社があります。これらにつきまして、調査研究を行っていきます。しかし、理科と生活にあります信州教育出版につきましては、見本本が送付されなかったため、調査研究はできませんので、こちらは特段の調査研究は行わない予定でございます。

続きまして、次の資料7をご覧ください。1枚おめくりいただきますと、資料7がございます。

こちらに、各会議の議事内容ということで、1の教育委員会、先ほどご説明申し上げた内容につきまして、協議、採択していただく予定です。

選定委員会につきましては、第1回、委員長、副委員長の選出を初め、事務日程についての説明、それと調査委員会の設置、研究会の設置についてのご説明を申し上げるところでございます。第2回につきましては、各教科調査委員長からそれぞれの調査結果につきまして報告をいただき、協議をし、調査研究資料ということで、答申書の作成を行う予定でございます。

3番の調査委員会につきましては、各教科ごとに、種目ごとに調査研究資料の作成をしていただくことになっております。そして、調査結果につきましては、選定委員会の第2回の際に報告を申し上げます。

最後の4番目、研究会、各校においては、あくまで例示となっております。

す。いずれにしても、各種目ごとに調査研究資料を作成していただいて、調査委員長への報告というお役目どころになっております。

以上が、平成27年度使用小学校、特別支援学級（小学校・中学校）、中等教育学校の後期課程教科用図書の採択事務日程についてのご説明です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問ございますか。

どうぞ。

古川委員

前回の、小学校でしたか、中学校でしたか、採択のときに、調査委員会の資料であったか、選定委員会の資料であったか、委員長が、校長先生だと選定委員会になりますが、内容について説明を受けた機会があったように思うんですが、答申がこの説明になるんですか。

指導課長

7月22日及び8月12日の協議の会がございます。これで、選定委員の答申を行う予定です。その際に、必要があれば、調査委員会の委員長に来ていただいて、説明をしていただくということがございます。ただ、定例会では、時間に限りがございますので、時間内に終了しないことも想定し、そこは事務局との調整をした上で行っております。

近藤委員長

今、課長の答えであれば、質問があるようであればという前置きがつきましたけれども、7月22日、答申をいただくというのは、私どもが目に触れるのは、そこが最初ですよね。選定委員会でどういう、順位づけはしていないでしょうけれども、それにある意味類するような形のものか、例年というか、毎回だと出てくるわけで。それに触れながら質問をしたいということであれば、前もって私どもが知ることはできますか。その22日までは知ることができないですか、答申をいただくまでは。

指導課長

選定委員会として、このようにおまとめしましたという形で答申がされます、各教科書に対して。それに対して、委員の皆様が、それが適正な調査研究に基づいて、最終的な判断をしたものかどうかというご判断をいただくというのがお役目どころです。ですので、定例会で時間がもし十分でないということであれば、別途、協議会形式で、定例会とは別に設けることは可能でございます。

近藤委員長

そうすると、8月12日には、質問があれば委員長を呼ぶことができるという捉えでいいですか。

指導課長

そういうことになります。

近藤委員長

はい。

中川委員

そういう質問があった場合ということではなくて、その選定結果を委員長にお話しいただく機会が今回はあったと記憶しているんですが。

指導課長

先ほども、必要があればということで申し上げましたので、前回同様、必要であれば、やはりきちんと説明を受けたいというようなことであれば、定例会とは別に協議会というような形で実施することは可能です。

近藤委員長

おっしゃる意味はわかりましたので、後ほど私どもで結論を出します。

そのほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員 この8月12日が薄く書いてあるんですが、よく8月の1回目というのは休会になることが多いですね。

指導課長 大変申しわけございません。定例ということでございまして、採択替えのある年度につきましては、8月の第1回目の定例教育委員会も実施はさせていただいてもらっていますので、それにのっとり、今年度は8月12日、実施をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中川委員 全然よろしいんですが、薄く書いてあったので。

近藤委員長 今日、たまたま資料が、ここの印字が薄くなっちゃったということですね。

指導課長 はい。

中川委員 そうですか。わかりました。

指導課長 それと、これからまた委員長とご相談をしていく中で、進行、例えば7月22日火曜日の定例の会プラス協議会で、1回で済ませるということも、時間的なスケジュールの調整ということも可能かと思っておりますので、あくまでも予定としては、8月12日火曜日は実施の方向でということですので、また後ほどご協議されるということですので、それも含めてご相談したいなと思っています。

近藤委員長 わかりました。
また後ほど、ちょっとお願いします。
特によろしいですか、ご質問は。

(なし)

近藤委員長 では、先へ進んでいきます。

指導課長 指導課からの報告、(2)平成25年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について、教育委員会資料に基づきましてご報告申し上げます。
ステップラーどめの資料をご覧ください。
こちらは、先月、5月22日に東京都教育委員会がこちらの調査の公表をいたしました。5月、公表も割と急に決まった話で、指導課といたしましても、5月27日の教育委員会には間に合わなかったものですから、今回ご報告を申し上げます。
調査の趣旨といたしましては、体罰、あるいは体罰の疑いがあるような事例に対しても見逃さず迅速に対応することを含め、体罰の根絶に向けた取り組みを行うという大きな目的がございました。それを達成するために、実態把握を行ってきたものでございます。
調査対象は、区市町村立学校及び都立学校の全2,184校でございます。
3番の調査対象期間につきましては、平成25年度内ということで、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間で行われた体罰等についての調査でございます。
4番の調査内容につきましては、体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過

ぎた指導、またはその疑いのある事案についての実態調査でございました。

調査の方法につきましては、これは前回同様、教職員に対しては校長による聞き取り調査、児童・生徒に対しては質問紙調査で、質問紙調査から上がってきた案件につきましては、聞き取り調査を行うというものでございます。

それで、東京都の公表数値については、後ほどご説明申し上げますが、まずは、千代田区の実態について表にしておりますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。平成24年度と平成25年度のものをあわせて記載しております。

体罰につきましては、小学校、中学校、中等教育学校ともに0件でございます。ただし、不適切な指導につきましては、小学校2件、中学校2件、合計4件でございます。それと、指導の範囲内につきましては、中学校の1件のみでございます。合計5件が、この実態把握の中で、千代田区として上げた件数でございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

こちらが、東京都の全体の公表された数値でございます。2番の報告数の欄をご覧ください。こちらの学校別報告数に、本調査への報告のあった学校数という欄、それと、本調査への報告数というのがございますが、そちらを中心に説明申し上げます。

小学校は、学校数で言うと376校です。これは全体の約30%に当たる数でございます。中学校は630校中269校で、43%に当たる学校数です。高等学校に行きますと、126校中65%と、校種が上がっていくごとに、発生した学校の件数、校数が多くなってございます。合計で2,184校中795校ということで、36.5%の学校で体罰があったという極めて厳しい数字が出てございます。

また、体罰の報告件数につきましては、小学校は1,136件です。単純に計算した学校の割合ですけれども、0.9校に1件の割合で発生しているという件数です。中学校におきましては、832件、1.3校に1件。高等学校につきましては、640件ですので、3.3校に1件発生しているというような形になります。合計2,740件で、1.25校に1件体罰が発生しているという数字になります。この数字を見ただけでも、やはり体罰が極めて高い確率で行われているという実態があるかと思えます。

それ以降、もう1枚おめくりいただきますと、2番の報告数、あるいは報告の内容等がございますが、詳細についてはご説明申し上げませんが、特徴的なところといたしましては、中学校、高等学校については、体罰は若干少なくなってきた傾向があるんですけれども、小学校が多くなってきている。平成24年度のことを受けて、体罰根絶に向けた取り組みをしてきたにもかかわらず、小学校では若干増加傾向にあったというものです。細かな数字ですので、詳細はご説明割愛させていただきますけれども、公表数値ですので、もう既にお目にしていらっしゃるかと思えます。

いずれにいたしましても、千代田区においても、体罰は今のところゼロで

はございますが、不適切な指導は0件になってございません。昨年度の1件について4件と、逆にふえている現状でございますので、引き続き各学校への体罰根絶に向けた取り組みに対して充実を図ってまいりたいと思っております。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問はございますか。

用語の説明をお願いしたいのですが、1枚目で結構です。6番、千代田の実態がございますね。「不適切な指導」というのは、その後のページをずっと見ていくと、暴言であるとか、そのほか幾つか出ているので、大体こんなものだろうということが想像つくのですが、「指導の範囲内」というのは、どう見たらいいのでしょうか。

指導課長

資料の一番最後、「別添 体罰分類基準」という資料をつけさせていただきました。

こちらの説明もしなければならなかったんですけども、失念してしまいました。失礼いたしました。

こちらに、体罰、不適切な行為の中にも、ア、不適切な指導、イ、行き過ぎた指導、ウ、暴言等というのがございます。そして、最後に、今ご質問のありました指導の範囲内というものがございます。こちらの基準につきましては、読ませていただきます。「注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使」、例示といたしまして、「腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる」、ただし「社会通念上妥当な範囲に限る」というものが指導の範囲内となっております。

今回、千代田区では、指導の範囲内が1件ございます。こちらは、給食指導中に足が机から通路にはみ出していることを注意しました。ただし、当該のお子さんが速やかに足をしまわなかったことで、腿のあたりをぼんぼんと2回たたいたというものです。こちらは、子どもからのアンケート調査で、これは体罰だとして上がってきたものです。ですので、全て東京都に、こういうアンケートで出ましたということで報告をしたところ、東京都と私どもと学校との詳細な調査報告によって、指導の範囲内ということになったものでございます。

近藤委員長

というのは、そうするとあれですか、これは区教委から、実態に応じて何がしかの数値を挙げて、その結果を都教委との協議の中で区分けした数字がこれですか。

指導課長

そのとおりでございます。

近藤委員長

なるほど。複雑ですね。わかりました。

どうぞ。

中川委員

指導の範囲内ということは、体罰ではないという解釈でよろしいわけですね。

指導課長 近藤委員長 そのとおり、体罰ではございません。
今日の夕刊あたりに報道されるのか、大阪で、問題のある子どもたちというんでしょうか、非行傾向を帯びた子どもたちの問題の度合いを、1段階から5段階までに評価をして、4段、5段階に当たる生徒が出席停止で、1カ所に集めて指導するというような方向性が出されましたよね。お昼にテレビのニュースで、今届いたばかりのニュースだということで話をしていたんですけども、非常に問題のある内容というか、今、私が話をしたこと自体は、現に出席停止という方向性があるわけですから、問題はないのかもしれないけど、1段から5段まで分けるというようなことは非常にばらつきがあって、1段目はこのレベル、5段目はこのレベルというばらつきがあって、これはいろいろ、後で問題が出てくるなというのをテレビで見ていたんですけどもね。また何らかの形で多分出てくると思いますので、そのときにもお話しいただければと思います。

中川委員 近藤委員長 大阪市ですか。
橋下さんがお話をされていたので、市ですかね。
いかがでしょうか。そのほか、ございますか。特によろしいですか。
(なし)

近藤委員長 では、先へ進みます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

近藤委員長 子ども総務課長から報告をお願いします。
子ども総務課長 まず、教育委員会の行事予定、それから、広報千代田の掲載事項、こちらについて、例月どおり資料をおつけしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。
それから、もう1点、子ども総務課からご報告事項がございます。 軽井沢少年自然の家の家についてでございます。
こちら、少年自然の家につきましては、区有施設、区有財産全般のあり方、あるいは区有施設の効率的運営という観点から、保養施設をはじめとする区が保有する宿泊施設全般の見直しが検討されているところで、少年自然の家についても、そういった見直しの方向性を踏まえて検討していくということで、ご理解いただきたい旨のご報告を、昨年(2019年)の第15回及び第18回の教育委員会定例会におきまして申し上げたところでございます。
その後、保養施設におきまして、改めて検討が進められ、少し間があいてしまいましたが、このたび保養施設につきましては、各保養施設とも廃止という方針が明らかにされたところでございます。昨年のご報告の際にも申し上げましたが、軽井沢少年自然の家は教育施設です。保養施設ではございま

せんので、保養施設と同一に議論すること、これは難しいものだと考えているところがございます。しかし、宿泊施設という点では共通する面がございます。また、年間の利用実績、こちら、昨年の報告の際にもお話しさせていただきましたが、そういったところを見ますと、区有施設のあり方として、より効率的な方向性を検討していく必要があるという、そういった指摘には、やはり理由があるというのもまた事実であると考えております。しかしながら、今し方述べましたように、少年自然の家の場合、教育施設という観点から、他の保養施設とは違う、効率性以外にも検討すべき要素が多々あると考えるところがございます。

そこで、前回のご報告から少し時間があいてしまいましたが、今後、自然体験学習、あるいは校外学習のあり方を広く検討していく中で、教育施設としての少年自然の家の今後についても、この教育委員会でご議論いただきたいと思っておりますので、事務局で議論の材料となりますような資料を今後ご提示させていただきまして、具体の議論にこれから入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の説明で何かございますか。

教 育 長

やはりこの問題は、一般の保養施設的な施設の位置づけとは違う意味で、教育施設としてのあり方も持っているものですから、仮に、廃止の方向を決定するとしても、教育的なスタンスから、野外事業のあり方ですとか、今後の具体的な事業の実施ですとか、あるいは代替的なやり方をとった場合の実現性ですとか、さまざまな負担の問題ですとか、そういった視点からの議論をこの教育委員会の中でもきちんとしていただくことが必要と思っております。今、子ども総務課長がお話ししたように、基本的な議論のもととなるような資料もそろえて、今後改めてご提示して、ご議論をいただきたいと思っております。適宜、またきちんと情報提供させていただきたいと思っております。

近藤委員長

今、教育長から補足で、いろいろと資料をもとにしてというお話でございましたけれども、これは今、課外事業のあり方とか、何か課外の行事に対しての検討会的なものを立ち上げているとか、予定しているとかというものがあるんですか。

子ども総務課長

特にそういったものに特化した検討会というのは今のところ予定してございません。

近藤委員長

そうすると、短いサイクルで言うと、今と同じような課外の事業を予定する中で、もう一回見直しをしようということですね、捉え方としては。わかりました。

どうぞ。

子ども総務課長

時間的な問題で言えば、昨年もお話ししましたが、こちらの保養施設等の現在の管理者の委託の契約が平成27年度末までということになっております

ので、今年度中に何かを決定してどうこうという、そういったところまでは今のところ考えておりません。本年度の課外授業、そういったものの予定につきましては、4月のこちらの定例会でもご説明させていただいたところですので、本年度はその予定に従ってやっていくつもりでおりますが、この先どういうふうと考えていくかということも含めて、これから検討させていただきたいと思っております。

近藤委員長

いや、私が今申し上げたのは、ちょっと周りくどい言い方になってしまったんですけれども、新たに検討会でも設けて、先はまだ見えないけれども、これからどうなっていくかわからない、だからいろいろ検討をとということだったら理屈としてわかるんです。そうではなくて、今と全く同じ状況のものを考えていて、今、現に、なくなってもしょうがないかなという方向性になっているわけですね、教育委員会としては。前から数回の話し合いの中で。それを存続させる方向でということが見えつつ、もう一回議論をとというのは、何かちょっと違うなと受けとめたものですから。だから、資料等をいただいて、それをもとにして議論を重ねていくということであれば、それなりに今了解をというか、納得はしましたので。

子ども総務課長

方向性として、必ずしも、もう廃止の方向ではなく、存続かどうかということについてはこれから議論していただくということで。ただ、今現在出ている状況としては、効率性とか、そういった観点で言えばやはり問題があるだろうという、そういう指摘があると。それを踏まえた上で、これからいろいろ議論していく必要があるという。ただ、先ほど申し上げましたように、効率性だけではないところもございまして、そういった中では、やはり校外授業、そういったものをどうしていくかというのも観点に入ってくると思いますし、広い視点から具体の検討をしていく必要があるということでちょっとお話しさせていただいたところでございます。

近藤委員長

わかりました。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

では、先へ進んでまいります。

2番目をお願いいたします。

学務課長

口頭で報告をさせていただきたいと思っております。就学先の不明児童の確認についてでございます。

先月末に、厚木市で男児が遺棄致死されたという事件がございました。居所不明、就学先不明という状態であった事件でございましたのですが、それを受けまして、学務課でも就学先不明児童・生徒の調査を行っているところでございます。

調査の内容としては2点大きくあります。1点は、就学先不明の保護者宛てに就学先のお尋ねの文書をお送りしているところでございます。2点目として、その回答を待って、未回答の保護者、家庭につきましては、児童・家庭支援センターとも連携しながら、実態調査を行って、就学先の確認を行っ

ていくと考えているところでございます。これについては、先週金曜日に通知を出したところでございますので、回答を見ながら、実態調査を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

近藤委員長

わかりました。

これは何名確認の連絡をしたわけですか。

学務課長

小学校が26名、中学校が21名の47名。

近藤委員長

ということは、その数がどうなっているかわからないというわけですね、現状で。

学務課長

そうですね。

新1年生に入るときには、就学通知のお知らせで、あなたの学校はこちらですよと、ご確認いただいたらご返事くださいということをお出ししています。転入された方についても、転入時に、保護者宛てに、学校はこちらですので手続を学務課で行ってくださいという通知を出しているんですが、私立の小学校へ行かれたりとか、インターナショナルスクールへ行かれたりとか、あるいは海外へ転住されている方とか考えられるんですけども、なかなか反応がないということで、こういった数字になっているのかと思います。

一昨年の11月に再度お尋ねの通知を出しているところございまして、そこで大分返事が返ってきているんですが、その結果として、まだ、この47名という数字が残っているということで、再度、今般行うことにしているところでございます。

教 育 長

少し補足をします。先般の厚木の事件を受けまして、私からは、就学通知の段階で、通知を出しているにもかかわらず、その後の最終的な就学先の確認ができていない児童生徒の把握をする必要があると思ひまして、該当者のリストアップと、その児童生徒に対する就学先の確認等の調査を指示しているところです。

この問題は、今、緊急の対応としてそうやっていますけれども、所在不明児を確認する段階としては、例えば保健所の3歳児健診とか5歳児健診とかの機会もありますし、小学校・中学校への就学通知の段階もありますし、そのほかにも、児童・家庭支援センターでさまざまに扱っている要保護児童ですとか、虐待が疑われるケースのその後の所在の確認の必要性とかもありますので、今後、今の四十数名の調査と並行して、さまざまなステップで、きちんと所在不明児に対する確認が行われるようなルールというか、マニュアルと申しますか、その辺のところの検討を、関連の部課の間で進めているところです。

そういう基本的なマニュアルを早急につくって、今後はそれに従って、さまざまな段階での安否の確認がきちんとできるようにやっていきたいと思ひていることと、当面、今、厚木の事件を受けて、就学段階での調査をさせていただいているということで、また、その結果については、教育委員会の場

